

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 選手村実施段階環境影響評価書案審査意見書

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会選手村実施段階環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)について審査した結果、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(25環都環第505号 局長決定)に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤 雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
選手村

3 対象事業の所在地

東京都中央区晴海四、五丁目地内

第2 意見

1 総括的事項

選手村は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において選手の宿泊施設として一時使用された後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

本事業は、大規模な事業として条例アセスメントの対象でもあることから、より一層の環境配慮に努めるべきである。

また、調査計画書で選定した項目のうち、評価書案においては選定しなかった項目の一部について選定しない理由の説明が不十分であることから、これを明らかにするとともに必要に応じて項目として選定し、評価書に記載されたい。

さらに、評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。

2 項目別事項

(1)【主要環境(土壌)】

(土壌)

工事中において土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともに、今後のフォローアップ報告書において報告すること。

(2)【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系 共通)

選手村の緑化計画は今後検討を行うとしていることから、検討に当たっては、生物の生育・生息基盤や生物・生態系に配慮するとともに、アスリートにとっても快適な空間となるよう努めること。

また、計画の熟度が高まった段階で改めて予測・評価を行うこと。

(生物・生態系)

会場エリア内において注目される種が確認されていることから、臨海部という特性を考慮した適切な環境保全措置を講じ、工事による影響をできる限り低減するよう努めること。

(3)【資源・廃棄物(廃棄物、エコマテリアル)】

(廃棄物)

- ① 施設の建設に伴う建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。
また、廃棄物等の種類ごとに再資源化率を設定し、排出量とともに再資源化量についても記述すること。
- ② 予測結果には選手村として利用する施設以外の住宅棟（超高層タワー）及び商業棟の建設に係る廃棄物等の量も含まれていることから、選手村として利用する施設の廃棄物等の量をできる限り明らかにすること。

(エコマテリアル)

建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

(4)【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

(温室効果ガス、エネルギー 共通)

- ① 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。
- ② 工事の実施に当たっては、温室効果ガス排出量が少ない建設機械や燃費性能の高い建設機械の導入を検討するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。

(5)【交通(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

- ① 予測の基礎となる将来基礎交通量及び工事用車両交通量の詳細を明らかにすること。
- ② 事業の実施に伴い計画地周辺に工事用車両が集中すると予想されることから、船舶輸送の利用を検討するなど、より一層の車両台数の低減に努めること。

(交通安全)

- ① 周辺には教育施設、福祉施設等が存在することから、工事用車両の走行ルートと各施設、通学路等との位置関係を明らかにし、児童・生徒や施設利用者の通行に対する交通安全の影響が懸念される場合には、より一層の交通安全の確保に努めること。

- ② 計画地周辺には住宅や事業所が多数存在することから、歩行者の混雑が特に予想される通勤・通学時間帯においては、工事用車両の影響をできる限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。